



平成18年12月22日

各 位

会社名 小林産業株式会社
代表者名 取締役社長 水垣 浩
(コード番号 8077 大証第1部)
問合せ先 常務取締役 川原 俊明
(TEL: 06-6535-3690)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年12月22日開催の取締役会において、平成19年1月30日開催予定の第66回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)、および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている取締役、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨および株主名簿管理人を置く旨の内容を反映するため、変更案第4条(機関)、変更案第7条(株券の発行)ならびに変更案第11条(株主名簿管理人)を新設・所要の変更を行うものであります。
 - ② 単元未満株主の権利を明確にするため、変更案第10条(単元未満株主についての権利)を新設するものであります。
 - ③ 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第15条(議決権の代理行使)について所要の変更を行うものであります。
 - ④ 株主総会参考書類等をインターネットによって開示することで株主の皆様に対して提供したとみなすことが認められたことから、株主総会招集手続の合理化のため、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

- ⑤取締役会の決議事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、変更案第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (2) 閲覧の利便性向上および手続の合理化のため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものとして、現行定款第4条（公告）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、構成の整理、一部字句の追加・変更・削除、条数および項数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年1月30日（火）
定款変更の効力発生日	平成19年1月30日（火）

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は小林産業株式会社と称する。 英文名を KOBAYASHI METALS LIMITED と称する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>小林産業株式会社</u>と称する。英文名を KOBAYASHI METALS LIMITED と称する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鋳螺<u>及び</u>関連部品の<u>売買及び</u>加工 2. 鉄線・鋼索・軌条附属品・鎖等の鉄鋼製品の<u>売買及び</u>加工 3. 建築資材の<u>売買及び</u>加工 4. 機械工具の<u>売買</u> 5. 鋼材の<u>売買及び</u>加工 6. 前各号に掲げた製品の輸出入<u>及び</u>リース業 7. 土木建築工事<u>並びに</u>塗装工事の企画、設計、監理、施工、請負<u>及び</u>コンサルタント業務 8. 損害保険代理業 9. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業<u>及び</u>その代理業務 10. 倉庫業 11. 不動産の<u>売買、賃貸借、管理及び</u>仲介 12. 有価証券の取得、保有<u>及び</u>運用 13. 以上各号に附帯関連する一切の事業 	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>鋳螺および</u>関連部品の<u>売買および</u>加工 2. 鉄線・鋼索・軌条附属品・鎖等の鉄鋼製品の<u>売買および</u>加工 3. 建築資材の<u>売買および</u>加工 4. 機械工具の<u>売買</u> 5. 鋼材の<u>売買および</u>加工 6. 前各号に掲げた製品の輸出入<u>および</u>リース業 7. 土木建築工事<u>ならびに</u>塗装工事の企画、設計、監理、施工、請負<u>および</u>コンサルタント業務 8. 損害保険代理業 9. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業<u>および</u>その代理業務 10. 倉庫業 11. 不動産の<u>売買、賃貸借、管理および</u>仲介 12. 有価証券の取得、保有<u>および</u>運用 13. 以上各号に附帯関連する一切の事業

現 行 定 款	変 更 案
<p>(所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を大阪市に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告)</p> <p>第4条 当社の公告は<u>大阪市内に於て発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が<u>発行する株式の総数は、45,000,000株とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2項の規定により取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、<u>本店を大阪市に置く。</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、45,000,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>1 単元の株式数</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。 (第8条より)</p> <p>(<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、</u></p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(第9条へ)</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>及び株券喪失登録その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取その他株式に関する手続及び手数料については、<u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は<u>取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長と</u></p>	<p><u>簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>なる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第<u>14</u>条 株主総会の決議は法令<u>又は</u>定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第<u>15</u>条 株主が代理人をもってその議決権を行使しようとするときは、<u>議決権を行使することができる株主に限り代理人とすることができる。</u></p> <p><u>ただし株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>2</u> 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第<u>16</u>条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第<u>17</u>条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2</u> <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第<u>18</u>条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>2</u> 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第16条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>する</u>。</p> <p>取締役の選任決議<u>については累積投票によらない</u>。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第18条 <u>取締役会の決議をもって会社を代表すべき取締役2名以内を選任することができる</u>。</p> <p style="text-align: center;">(第20条より)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議により取締役中より取締役社長1名を選任し、必要に応じ取締役会長及び取締役副社長各1名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる</u>。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">(第22条へ)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を2名以内で選定する</u>。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(第21条へ)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会でこれを定める。</p>	<p>(第26条へ)</p>
<p>(取締役会の招集の通知)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、<u>会日の2日前</u>に発する。</p> <p>ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、<u>会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する</u>。ただし、緊急の必要があるときは、<u>この期間を短縮することができる</u>。</p> <p><u>2</u> <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第24条</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会に関する事項については取締役会<u>の定める取締役会規則</u>による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第21条より)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(定員)</p> <p>第24条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>監査役の選任決議は<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>する</u>。</p> <p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第27条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会でこれを定める。</u></p> <p>(監査役会の招集の通知)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の2日前に</u>発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の</u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p> <p>(第32条へ)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、<u>会日の2日前までに</u>各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要<u>がある</u>ときは、<u>この</u>期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(監査役会規則) 第<u>29</u>条 監査役会に関する事項については監査役会<u>の</u>定める監査役会規則による。</p> <p>(第27条より)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度) 第<u>30</u>条 当社の<u>営業年度</u>は <u>1年</u>とし、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p> <p>(利益配当金及び中間配当) 第<u>31</u>条 利益配当金は毎年10月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>前項のほか取締役会の決議により、<u>毎年4月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という。）を行うことができる。</u></p>	<p>る。</p> <p><u>2</u> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規則) 第<u>31</u>条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において</u>定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第<u>32</u>条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第<u>33</u>条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年11月1日から翌年10月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第<u>34</u>条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(第35条へ)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第31条より)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第32条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、その支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第35条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上